

奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十二号

奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十二号

）の一部を次のように改正する。

第一条中「とともに」を「事業」に改め、「総合的に」の下に「行う事業並びに若者、女性等の雇用の機会の創出を図り、及び在職している者の処遇を改善する事業を」を加える。

附則第二項中「平成二十七年六月三十日」を「平成二十八年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。